

東京都一時保護要領

I 要領の目的

- 一時保護は、児童の安全の迅速な確保、適切な保護を行い、児童の心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けた児童や非行の児童、養護を必要とする児童等の最善の利益を守るために行われるものである。
- そうした中でも児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、本要領は、都が進むべき方針を関係機関などと共有し、児童の安全確保を図り、児童の福祉実現のための適切な一時保護に向けての考え方を示すものである。
- 平成 28 年 6 月 3 日、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童が権利の主体であることや、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。
- 平成 30 年 7 月 6 日、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者の進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として、国から「一時保護ガイドライン」が発出された。
- また、令和 4 年 6 月 15 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、一時保護される児童の状況に応じた個別ケアや児童の権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされ、令和 7 年 3 月に「東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例」を制定した。
- さらに、同改正法により「一時保護時の司法審査」に係る部分が令和 7 年 6 月 1 日より施行されており、当該一時保護が法令等に照らし適正である旨、一定の場合には裁判官の審査を経ることとされている。
- これらのことを踏まえ、一時保護所の入所児童が、明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、安全な生活をおくことを保障することを目的とする。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

○児童福祉法（以下「法」という。）第 33 条に基づき、児童相談所長は児童虐待のおそれがあるとき、少年法第 6 条の 6 第 1 項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要と認める場合には、児童の安全を迅速に確保した上で、適切な保護を図るため、又は、児童の心身の状況や、その置かれている環境その他の状況を把握するために、一時保護所での保護や、里親、児童福祉施設、その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者への一時保護委託ができるとされている。

2 一時保護のあり方

○一時保護は、子供の最善の利益を最優先に考慮して行うことが重要であるとともに、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じる必要がある。

- 一時保護は、一時保護所や一時保護委託先の職員等が生活場面で児童と関わり、児童の気持ちに寄り添い、安心感を与えるとともに、児童相談部門においては、区市町村や子供家庭支援センター、学校等の関係機関と連携しながら児童や家庭に対する支援内容等を検討し、方針の決定や見直しを行う期間である。
- 児童にとっても、安全が確保された場所で生活することで、自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築するための期間であり、児童が安心した生活を行うための環境を整えるとともに、今後の援助方針に児童が主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行う必要がある。
- 援助に当たっては、常に児童の権利擁護に留意し、身体的苦痛や人格を辱める等の精神的苦痛を与える行為は一切許されない。
- 一時保護は、児童にとって、養育環境が変化し、また、一定の行動制限も受けることから、精神的に大きな負担を伴うものである。また、児童が入所に至った背景も虐待や非行など様々なうえ、保護される児童の年齢も異なることから、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な援助を確保するなど、個別化された丁寧なケアが必要となる。
- 職員が一人ひとりの児童に適切に目配りをするなど、「児童自身がここでは守られていて安心できる」と感じられる場とすることが必要である。一方で、児童が一人になりたい時のために、個室等で安心していられる空間を確保するなど、児童のありのままを受け入れる受容的な態度が求められる。
- 職員は、一時保護された児童の背景を十分に理解したうえで、児童の行動の背景に被虐待によるトラウマ反応などがあり得ることを踏まえ、時に表出する不適切な認知や行動パターンを理解し、児童の持つ強みと課題を総合的にアセスメントしていくことが必要である。
- また、一時保護を解除される児童が、解除後に再度虐待などの問題が起きた場合に、一時保護されていた場所に助けを求めることができるよう、児童が安心感を持って生活できるような援助を行うことが必要である。

(1) 一時保護の強行性

- 一時保護は、児童の安全を確保し、適切な援助方針の決定に必要なアセスメントを行うためのものであるが、児童を家庭から離し、自由な行動を制限することもあることから、可能な限り児童や保護者の同意のもとで行う必要がある。
- 法第 33 条の 3 の 3 では、一時保護を行う場合又は解除する場合には、あらかじめ児童の意見又は意向を聴取しなければならないとされており、児童の意見又は意向は、児童相談所の関係者で共有し、十分に勘案した上で、児童の最善の利益を考慮して、組織として援助方針等を検討する必要がある。
- 児童が一時保護に否定的な意見を持つ場合には、一時保護の理由を説明し、児童が納得するよう尽力しなければならない。
- しかし、児童の福祉を図るために必要と認められる場合は、児童や保護者・親権者等の同意がなくても一時保護を行うことができる。
- 特に児童虐待対応においては、児童の生命に危険が及ぶ可能性があることから、児童や保護者の同意がなくても、児童の安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきである。

○一方で、乳幼児期は特に保護者との愛着形成の過程において大きく影響する時期であり、親子分離が長期化することで親子関係の再構築に当たって課題を残す可能性もあることから、可能な限り早期に援助方針の決定を行うなど愛着形成への影響が最小限となるよう十分に配慮しつつ、乳幼児への虐待は子供の生命に直結することもあることに留意したうえで、一時保護解除の判断を行う必要がある。

(2) 一時保護の機能

○一時保護の有する機能は、法律上明記されているのは緊急保護とアセスメントだが、このほか、児童のニーズに応じた短期入所指導としての機能も持ち合わせている。

○一時保護の期間は、法第 33 条において 2 か月を超えてはならないと規定されているが、保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

○短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられ、児童の行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等を、他の方法による支援が困難又は不相当である場合に行うものであるが、こうした機能については治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

ア 緊急保護のあり方

○緊急保護を行う必要があるのは、おおむね次のとおりである。

- ・棄児、迷子、家出等の児童で、適当な保護者又は宿所が無く、緊急に児童を保護する必要がある場合
- ・虐待等を理由に児童を家庭から一時引き離す必要がある場合
- ・警察から法第 25 条に基づき通告のあった児童又は少年法第 6 条の 6 第 1 項に基づき送致のあった児童を保護する場合
- ・児童の行動が他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合

○一時保護委託に比べ制約が多くなる一時保護所での保護は、児童の権利擁護の観点から必要最小限の期間とし、全ての一時保護ケースについて、毎週、ソーシャルワークの進行状況等の確認をし、一時保護委託への移行の検討も含めた進行管理を徹底するとともに、3 週間以内に一時保護解除後の援助の方向性を児童相談所長が決定する。また、そのことについて記録にとどめるとともにその必要性や見通し等を児童及び保護者に説明する。

イ アセスメントのための一時保護のあり方

○アセスメントのための一時保護（以下「アセスメント保護」という。）は、適切かつ具体的な援助方針を定めるために、一時保護による十分な行動診断、児童の置かれている環境等についての社会診断、児童の心身の状況等についての心理・医学診断といった総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行い、既に措置中の児童の再判定が必要な場合を含む。

○アセスメント保護では、児童の状況等に適した環境でアセスメントを行うことが必要である。

○アセスメント保護は、計画的に行い、アセスメントに要する期間を児童や保護者に伝えることが望ましい。

ウ 短期入所指導のあり方

○短期入所指導は、児童のニーズに応じた、児童の行動上の問題や心理的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は児童の性格、環境等の条件により、他の方法による支援が困難又は不適當であると判断される場合などに活用するものである。短期入所指導は、アセスメントに連続する機能としても考えられ、こうした機能については、治療やレスパイトケアができる施設を活用することも含めて検討することが必要である。

3 児童の権利擁護

(1) 児童の権利擁護

- 一時保護は、援助方針を決定するまでの期間、安全・安心な環境を児童に提供しつつ、さらに一人ひとりの児童の特性や保護に至る経緯に応じた支援を行うものであり、児童の最善の利益が常に考慮されなければならない。
- 児童相談所長は、一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利とそれを擁護する仕組み、一時保護を行う理由等について、年齢、発達状況、当該児童の事情に応じて説明しなければならない。
- 法第33条の3の3により、一時保護の決定または解除、施設入所等の措置の決定などを行う場合には、あらかじめ児童の意見又は意向を聴取しなければならないとされており、児童の年齢や発達の状況等に応じた配慮や児童が意見を言いやすくするための工夫を行うことが重要である。
- 聴取した児童の意見又は意向は、会議等の場で共有し、十分勘案した上で児童の最善の利益を考慮して組織としての支援の方法や内容等を検討することが必要である。その際、可能な限り児童の意見・意向を尊重できるよう十分な検討・議論を行う。

(2) アドボケート等の活用

- 一時保護中も児童の権利が守られることが重要であり、児童の意見又は意向を尊重した支援を行うべきである。一時保護における生活上のルールについても、一時保護の目的を達成するための最低限の制限に限られるべきである。そのため、「児童の権利」、「制限される内容」、「権利が侵害された時の解決方法」について、児童の年齢や理解度に応じて説明を行う必要がある。その際、児童向けのしおり等の説明資料を用いて説明するとともに、当該資料を児童が常に閲覧できるよう配慮する。
- 児童の意見が適切に表明されるよう配慮が必要であり、まずは直接職員に意見を述べられるような児童と職員の信頼関係を構築し、他児童に聞かれることなく意見を言える環境整備を行う。
- さらに、定期的なアンケートの実施や、児童自身が意見を記入し、投函できる箱の設置、生活上のルール等について児童が参画して議論を行う場（こども会議等）の実施、第三者委員による面接の実施など、児童の意見をくみ上げることが重要である。これらの権利擁護の仕組みについては、実効性のある運用となるよう運用改善を継続的に行っていく。
- アドボケートや第三者委員面接の活用等により、直接一時保護所の職員や児童福祉司、児

童心理司だけでなく、子供が意見や意向を述べたり、聞き取ってもらったりする、意見形成への相談ができる体制の構築に努める。

- 児童の権利が侵害された時の解決方法として、職員への相談、意見箱、権利擁護事業、児童福祉審議会への申立て等があり、このことについて、児童にわかりやすく説明する必要がある。

(3) 外出、通信、面会、行動等の児童の権利の制限

- 外出、通信、面会等に関する制限については、児童の安全確保のために必要最低限として、その内容を事前に児童と保護者に丁寧に説明し、記録にとどめる。その際、児童の意見又は意向を尊重して判断することが必要である。
- 児童の安全確保と権利制限については、常に児童の利益に配慮してバランスを保ちつつ、児童の権利制限を行うことに正当な理由があるといえるかを十分に検討した上で判断を行う。その際、一人の児童のために必要のない児童まで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが重要である。
- 行動自由の制限と保護者との面会交流制限については、上記のほか、所内会議等で慎重に検討したうえで、児童相談所長が決定を行い、その経過を記録にとどめる。面会通信制限は、行政指導等による場合には保護者の同意が前提であり、保護者の意に反する制限を行う場合には、法律の規定に基づき面会通信制限の行政処分を行う必要がある。なお、児童に対する行動自由の制限は、自由に出入りできない建物内で児童に過ごしてもらうという程度までであり、児童の身体を直接的に拘束すること、児童を一人ずつ鍵をかけた個室に置くことはできない。
- 児童が上述の制限に納得できない場合には、児童の安全確保のために必要な制限である旨をさらに丁寧に説明し、納得が得られるよう努力することが求められる。
- 一時保護施設における生活上のルールについても児童の権利制限に当たりうることを踏まえた上で、当該ルールが児童の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行うことが重要である。その際は、こども会議等の活用や児童の意見箱等の活用により、児童の意見を十分踏まえることが適当である。
- 一時保護所での生活上のルールやその理由については、児童向けのしおり等の説明資料を用いて丁寧に説明し、理解を得るように努める。
- また、生活上のルールについては、児童一人ひとりの個別事情に配慮した柔軟な運用に努める。
- 生活上のルールを逸脱した児童に対して個別支援を行う場合は、児童の抱える課題やそうした行為の心理的背景を丁寧に把握した上で、必要な支援内容を組み立て、実施することにより、児童が生活の立て直しをできるよう支援することが重要である。
- 服装や髪型に関するルールについては、児童の健康面や文化、ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、必要最小限となるよう努める。
- 保護者との面会・通信制限の詳細については、「5 一時保護の手続」を参照する。

(4) 被措置児童等虐待の防止等について

- 職員（一時保護委託先の養育者含む）が児童に虐待を行うことは、児童の心身を傷つけ、大人への不信感につながるものであり、絶対にあってはならない。

- 被措置児童等虐待があった場合には、職員や児童福祉司、児童心理司等に相談できることに加え、児童福祉審議会の相談窓口や東京都の子供の権利擁護専門相談事業等を利用し、児童が確実に訴えられる仕組みがあることを周知する。
- 一時保護期間は、2 か月を超えてはならないと法に定められていることから、被措置児童等虐待への対応は、より速やかに実施することが必要となる。
- 児童の権利が侵害される事態が生じたときは、まずは、被害を受けた児童の安全・安心を守り、心のケア等を行うとともに、児童相談所全体で支援体制を見直すなど、再発防止に万全を期すことが必要である。
- 援助が困難な子供が一時保護されていることから、被措置児童等虐待防止の観点から、子供の理解や怒りのコントロール等への職員研修の充実に努める。

(5) 児童同士の暴力等の防止

- 職員は、日頃から児童同士の暴力やいじめなど、児童の健全な発達を阻害する事態の防止に常に注意を払わなければならない。
- 児童同士で権利侵害がある場合は、すぐに職員に相談することをあらかじめ伝えるとともに、職員は事故が起きたときに速やかに被害拡大防止に対応できる体制を確保する。
- 児童同士の暴力が潜在化しないように、職員は子供の行動に常に注意を払うとともに、子供が職員等に相談しやすい複数のチャンネルを準備する。
- 他児や職員に対する暴力、著しい暴言等の逸脱行動があった場合には毅然と対応しつつ、そこに至った心理的状況や、どのようにしたら他害につながる行動を止めることができるかを児童と一緒に考えることも重要である。

(6) 児童の暴力等への対応

- 児童が暴れてしまい、自傷他害や器物損壊を避けるために一定程度児童を抑制する必要がある時など、やむを得ず身体接触が必要なことがある。こうした場合には、児童の年齢や性別を考慮した対応が必要であり、学齢以上の場合は同性の職員が対応することが望ましい。その場合でも、暴力的な行動を制止することに留め、間違っても暴力を用いることがあってはならない。
- 暴力防止等で、ホールディング等が行われた場合には、子供に対してホールディングを行った理由や目的を丁寧に説明し、理解を促すことが必要であり、保護者に対してもホールディングに至った事情等を説明すること。なお、複数職員で対応することが望ましい。
- 制止行動を行った際には必ず記録に留め、管理監督者に報告するなど組織的に把握しておくことが必要である。

(7) 特に配慮が必要な児童

- 障害を持っている児童や、その他のマイノリティーの児童の支援は特に配慮しなければならない。
- こうした特に配慮が必要な児童の権利が守られる一時保護先を確保し、あらかじめ入所方法、支援方法等について協議しておく。
- ア 障害を持った児童や医療的ケアを必要とする児童への対応
 - 児童を適切に保護できる場を用意しておくこと、一時保護された児童の食事や服薬について、十分な医学的アドバイスを受けられるようにしておくことが必要である。

イ 文化・慣習・宗教等が異なる児童

- 文化・慣習・宗教等による食習慣や日課の違いなどを尊重し、それに対応できる方法を協議しなければならない。

ウ 性的指向又はジェンダーアイデンティティに配慮が必要な児童

- 児童が知られることに抵抗感を持ち、自ら知らせない場合もあることから、児童が信頼して話ができる体制を整備し、個別対応が可能な体制を確保する。
- 男女の居住空間が分かれているような一時保護所や施設では、あらかじめどのように対応するかを検討しておく。
- 子供によっては、個室対応等が適当な場合もあることから、個室対応できる体制を準備しておくことが必要である。

エ 性被害を受けた児童

- 性被害を受けた児童は様々な症状や心的外傷の反応、他者との適切な距離に関する問題を抱えていることがある。
- 性被害を受けた児童のほか、人間関係に不安を感じている児童は個室を利用できるようにすることが望ましい。
- 児童が性被害の事実を開示してきた場合には、職員は、児童の訴えを傾聴するにとどめ、改めて別の場所、別の職員による面接を後日行う旨を伝える。児童の開示内容については、担当児童相談所に速やかに連絡を行う。特に被害確認面接や三機関による協同面接が予定されている場合には、一時保護所や一時保護委託先の職員等による聴き取りは避けなければならない。

オ 刑事告訴・告発を伴う児童

- 性被害や重大被害、きょうだいの虐待死などで、警察からの事情聴取が行われることがある。その際には児童の生活状況を警察官に伝え、事情聴取で触れる内容等において児童の心の傷を広げないよう配慮が必要となる。
- 警察官による事情聴取の場には児童のことをよく理解している児童相談所職員が同席することを検討する。
- また、「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」（平成27年10月28日付け雇児総発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に基づき、警察、検察を含めた三機関での連携に基づく、被害事実の確認についても検討する。ただし、児童の負担軽減が目的であることに留意しなければならない。

カ 重大事件触法少年

- 重大事件の場合は児童のプライバシーをメディアから守るための対応に加えて、他児への影響等にも配慮が必要である。また、事件を起こした児童は起こした事件の重大さから混乱した状態になることに配慮することが必要である。
- 刺激の少ない部屋で、安心させる対応が必要となることもあるが、一人になることによって自らの行動の重さに耐えきれず自傷等を行うこともあるので、常に職員が目配りを行い、職員との信頼関係を築き、その中で安心であることを認識させることが必要である。

○警察官による触法調査が行われる場合には、児童に付添人弁護士の選任を行うことが認められているので、そのことを児童に教示し、必要に応じて付添人弁護士の派遣を依頼する。

4 一時保護の環境及び体制整備等

- 一時保護される児童は、虐待により心身に傷を受けていたり、家庭の事情や非行等により緊急に保護されていたりすること等から、不安や緊張の高い状態であることが多いため、一時保護される場合は、温かい雰囲気の中で児童が心から安心できる環境でなくてはならない。
- 一時保護については、その目的を達成し、一人ひとりの児童の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができるよう、研修などによる職員の専門性の向上や児童の権利擁護を図るための体制整備、環境整備を行う必要がある。
- 夜間・休日などの緊急保護への対応も考慮し、必要な一時保護に適切に対応できる一時保護所の定員設定を行う。一時保護施設の定員超過は、入所児童に対する支援の質の低下等につながるものであり、児童の権利擁護の観点から、早急かつ計画的に定員超過解消を図る取組が必要である。定員超過している一時保護施設においては、上記計画に基づく取組を進めるとともに、近年の定員超過状況を踏まえた実際の受入れ人員に応じた職員配置を講じる必要がある。
- 一時保護所の個室の整備や活用を進め、児童の状態や年齢、必要性等に応じて児童が個室を選択できるような体制を整備する必要がある。
- 一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、家庭養育優先原則を踏まえ、まず「家庭における養育環境と同様の養育環境」を検討し、その上で安全確保が困難な場合等には、「できる限り良好な家庭的環境」において個別性が尊重されるべきであり、里親等への委託一時保護の活用を検討することが重要である。また、医療的ケアが必要な児童については医療機関等に対する一時保護委託の活用等により、適切な支援を確保する。
- 安全確保や児童の利益の観点から、通学できない学齢児のための公教育の導入を積極的に検討する等、学習支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 児童の安全確保が可能な場合であって、児童が希望する場合には、一時保護中の通学が可能となるよう、里親や児童福祉施設なども活用して、一時保護委託を実施することを前提とし、一時保護所においては「一時保護所通学マニュアル」に基づき実施する。
- 保育所や幼稚園、児童発達支援センターに通所している乳幼児の場合も、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。また、里親又はファミリーホームへ委託一時保護することに伴い、保育を必要とすると認められる場合は、委託する里親又はファミリーホームの住所地の市町村と保育所等の利用について調整を行う。

5 一時保護の手続

(1) 一時保護の開始と決定

- 児童相談所長等は、法第33条第1項及び2項を満たす場合に一時保護を行うことができる。
- 一時保護を行うすべての場合において、①児童虐待のおそれがあるとき、少年法第6条の

6 第 1 項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合に該当し、
②一時保護の必要があると認めるときの要件をいずれも満たす必要がある。

○一時保護の決定は、受理会議や一時保護決定の会議等において上記法令及び要件に照らし
て検討し、児童相談所長が行う。緊急の場合も臨時の一時保護決定の会議等を開いて検
討する。

○一時保護の要否の判断は、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、情報評価をし、所内
会議等を通じた機関決定が必要である。判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判
定のための客観的尺度（リスクマネジメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や
緊急保護の要否判断等を行う。

○一時保護の要件の考え方及び一時保護時の司法審査を経る必要がある場合の具体的な手
続等については、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」による
ものとし、以下、一時保護事案全般にかかる手続について記載する。

ア 児童に対する意見聴取等措置

○一時保護の決定に当たっては、原則としてあらかじめ、児童の意見又は意向を聴取しな
ければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ児童の意見又は意向を聴取
することができないときは、一時保護を行った後速やかに児童の意見又は意向を聴取す
る。

○児童へは、発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、児童によっては落ち着いて話
を聞けない児童もいることから、タイミングよく伝える工夫が求められる。

○児童が、自らの状況や一時保護について適切に理解した上で意見表明を行うことができ
るよう、児童に対し、以下の事項について、年齢や発達の状況等に配慮して丁寧に説明
を行う。説明の際には、児童の年齢や発達の状況等に応じて権利ノートや図、イラスト、
動画等を用いることが望ましい。

- ・ 児童相談所が果たす役割
- ・ 児童が置かれている現在の状況、親や家族の現在の状況
- ・ 一時保護の理由、目的、一時保護についての今後の見通し
- ・ 所持品等の取扱いを含めた一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限
- ・ 聴取した意見の取扱い（具体的には、児童の意見等が一時保護時の司法審査の手続に
おいて裁判官に伝達されること、必ずしも児童の意見等のおりにならない場合もあ
るが児童相談所としてはその意見等を十分に考慮することなど。）
- ・ 児童福祉審議会等の個別救済の仕組みやその利用方法
- ・ 意見表明等支援事業の仕組みや利用方法

○こうした説明を行い、児童が説明を理解できたことを確認した上で、一時保護について
の児童の意見又は意向とその理由等を聴取し、記録として残した上で、一時保護につい
ての同意を得ることが望ましい。

イ 一時保護の開始にあたって

○児童の不安をできるだけ少なくするため、どのような生活を送るのか、児童の年齢や状
況に合わせて分かりやすく伝える。

○そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるか、児童が理解できるよう、できるだけ

具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えることが望ましい。

- 身体的外傷がある児童については、必要に応じて一時保護前の受診を検討し、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、記録する。
- 非行等の行動上の問題による一時保護の場合は、安全な生活を送るとともに、児童が不適切または違法な行動上の問題を起こさない生活を目指して児童と一緒に考えていくことが目的であることを伝える。

ウ 親権者等への説明

- 一時保護を行うことについて、親権者等の同意が得られず一時保護状を請求する場合、親権者等の意見を裁判官への提供資料に可能な限り盛り込むこととなる。そのため、親権者等が、同意の法的効果（7日以内に同意を得られれば一時保護状の請求が不要となること）のほか、一時保護状の請求をする場合にはその意見を裁判官に伝達し得ることなどを理解した上で、同意をするかどうかについて適切に判断し意見を述べるができるよう、十分に説明を行う。
- 親権者等には、一時保護の理由（府令該当性及び一時保護の必要性を根拠づける事情）、目的、一時保護についての今後の見通し、一時保護中の生活、一時保護中の児童相談所長の権限、2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続、一時保護時の司法審査手続の概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について説明し、同意を得て行うことが望ましい。この同意は、原則として書面で確認する。
- 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、場所及び一時保護理由（府令該当性及び一時保護の必要性）を、一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて、引き続き一時保護を行う場合の手続きを文書で保護者に通知し、説明する。
- なお、保護者に対して児童の居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童の居所を明らかにしないことができる。
- 緊急保護の場合等児童の安全確保等のため必要が認められる場合には、保護者や児童の同意が必須ではないが、この場合にも児童や保護者への説明は十分に行う必要がある。
- 児童へは、発達年齢に応じた丁寧な説明が必要であるが、児童によっては落ち着いて話を聞けない児童もいる。タイミングよく伝える技術が求められる。
- 一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須ではないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初からとなるので留意する。
- 保護者自らが、児童の保護を求める又は、相当の意見を表明する場合、児童や保護者の心身の状況を見極め、必要であれば、速やかに一時保護を行う。ただし、重大な虐待が疑われ、一時保護が必要と判断するケースで、保護者の意向による保護の形をとると、児童の安全が確保できないと思われる場合、保護者の引き取り要求を拒む理由がなくなる可能性がある。児童相談所は、保護者の気落ちを受容しつつも、保護者や児童の状況等が改善されるまで、一時保護の継続を行う旨伝える。

エ 保護者等への連絡・確認

- 一時保護を開始した際は、原則として一時保護前にワクチンの接種状況やアレルギーの有無等について保護者等からも聞き取りをして確認し、健康診断を受けさせ、集団生活をさせても差し支えないことを確認しておく。特に感染性疾患等に留意する。また、一時保護前に通院等により治療を行っていた児童に関しては、担当医等から治療継続の要否や服薬の際に注意すべき事項等を事前に確認しておくことが適当である。

オ 児童の状態の確認、児童票の作成

- 緊急保護した場合は、速やかに健康及び身体状況の確認を行い、必要があれば専門の医師又は歯科医師の診察を受けさせる。
- 身体的外傷がある児童については、露出している部分だけでなく、衣服で隠れた部分についても、一時保護時に傷の状況を正確に把握し、必要に応じて虐待の状況を示す写真を撮る等記録を残す。
- 身体の確認を行う際は、児童が理解できる方法で丁寧な説明を行う。また、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等の配慮や児童が安心感を持てるよう配慮し、プライバシーが十分保たれるよう注意する。
- 一時保護の必要を認めた児童については、次の事項を記載した一時保護（委託）連絡票を作成する。
 - ・ 児童の住所、氏名、年齢
 - ・ 事例担当者、事例の概要
 - ・ 一時保護する理由、目的、予定、保護中に実施する事項
 - ・ 児童の性格、行動傾向、日常生活あるいは健康管理上注意しなければならない事項（児童の疾病やアレルギー等を含む。）
 - ・ 児童の所持物

カ 保護者への通知等

- 一時保護の開始を決定したときは、速やかに一時保護の開始の期日、場所及び一時保護の理由（府令該当性及び一時保護の必要性）を文書で保護者に通知する。一時保護中の児童相談所長の権限及び2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合の手続についても付記することが望ましい。なお、通知に当たっては、一時保護決定通知書の様式を用いる。また、保護者に対して児童の居所を明らかにした場合に、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童の居所を明らかにしない。
- なお、一時保護を行う場所を変更する場合は、新たな行政処分ではないことから、文書による通知は必須でないが、2か月の起算は一時保護を開始した当初となるので、留意する。

キ 一時保護が7日を超える場合の司法関与

- 児童相談所長等が一時保護を行うときは、以下の場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内（この期間は、初日を含む。）又は事前に、裁判官に一時保護状を請求しなければならない。
 - ①当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下

「親権者等」という。)の同意がある場合

②当該児童に親権者等がない場合

③当該一時保護を開始した日から起算して7日以内(初日を含む。)に解除した場合

○親権者等は、戸籍謄本(児童が外国人の場合には戸籍謄本に代わるものとして親権を有することが確認可能な公的書類)により特定する。親権者等は、一時保護について同意するかどうかを示すことができるとともに、一時保護状の請求手続において裁判官に意見を伝達することができるから、手続保障の観点より、可能な限り特定することが求められる。ただし、一時保護の開始日から起算して7日以内(この期間は、初日を含む。)に一時保護状の請求を行わなければならないという期間制限があるから、7日以内に親権者等を特定できないときは、親権者等を確知できない場合として(同意があるとはいえないとして)、一時保護状の請求を行う必要がある。

(2) 一時保護の継続

ア 一時保護の継続

○一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされており、児童相談所長は、下記の例などにより、必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

《継続が必要な例》

- ・家庭裁判所に対して、法第28条の承認を申立て又は親権喪失等の審判を請求している場合
- ・2か月を超えるものの、さらに数週間程度の一時保護中に保護者の変化が十分に期待でき、保護者、児童等に納得した支援や家族への引き取りを行える見込みがあるため、家庭裁判所への審判申立てを留保している場合
- ・児童を里親に委託する方向で、児童と里親の交流や関係調整を進めているが、これらの調整にさらに時間が必要な場合
- ・施設入所する方向の児童であるが、当面の医療的ケア等のために入院又は継続した通院が必要であるため、当面、施設に入所できない場合

○法33条第14項の規定に基づき、親権者等の意に反して2か月を超えて引き続き一時保護を行う場合及び引き続き一時保護を行った後2か月を経過するごとに、家庭裁判所の承認を得なければならない。

○ただし、家庭裁判所に対して法第28条第1項の承認の申立て又は第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは未成年後見人の解任の請求がされている場合には、承認を得ることを要しない。

○一時保護の継続は新たな行政処分ではないため、文書により通知することは必須ではないが、親権者等の意に反するため家庭裁判所の承認を得た上で継続する場合には、その結果とともに引き続き一時保護を行う旨を親権者等に連絡することが望ましい。

○継続の手続を行っている場合にも一時保護の見通しについて、児童が理解できるよう伝えることが望ましい。

イ 一時保護の継続に関する親権者等の意向の確認

○一時保護の継続を行う場合は、親権者等から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことについて、親権者等へ説明し、意向を確認する必要がある、こうした状況等について

記録しておく。

○意向の確認は、親権者等の意向や親権者等への説明の状況等について記録する。

○親権者等の意向に反する場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないことから、一時保護開始又は継続後 40 日程度までに意向確認を行う。

○一時保護について、親権者等の同意が得られないケースは、リスクが高いものと考えられることから、一時保護の解除にあたっては、特に慎重な判断を要する。

ウ 家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立て

○一時保護を行うことが、親権者等の意に反し、かつ、法第 28 条第 1 項の承認の申立てまたは第 33 条の 7 の規定による親権喪失もしくは親権停止の審判の請求もしくは未成年後見人の解任の請求がされていない場合には、原則として一時保護開始または継続から 2 か月ごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。

○ただし、2 か月が経過する直前に親権者等が同意を撤回するなどの理由で、一時保護開始から 2 か月以内に家庭裁判所の承認を得ることができなかった場合には、例外的に、親権者等による同意撤回等が判明した後、速やかに家庭裁判所に申し立て、承認を得る。

○本申立てについては、迅速な審理を行うため、保護者の意向を確認した時点で、保護者に対して、今後、家庭裁判所による審理が行われることや、審理手続の概要について説明を行うことが望ましい。

○児童相談所長は、この申立てを行ったにもかかわらず、やむを得ない事情から一時保護開始から 2 か月が満了するまでの間に、家庭裁判所の審判が出ない場合や審判が出た場合であっても確定しない事態が発生した場合には、当該一時保護期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間は、引き続き一時保護を継続することができる。

○児童相談所長は、家庭裁判所において申立てを却下する審判が出された場合であっても、却下の審判について不服申立てを行い、高等裁判所で争っている間や、児童相談所が即時抗告を行うことができる期間など、やむを得ない事情があるときは、引き続き、当該一時保護を継続することができる。

(3) 一時保護の解除

○一時保護の目的を達成したときは、速やかに一時保護を解除する。また、一時保護状の請求が却下されたときには速やかに一時保護を解除しなければならない。

○一時保護から家庭復帰する児童について、一時保護の解除を行う場合には、保護者等と十分なコミュニケーションを図り、区市町村等とも連携し、家庭内の状況変化等によるリスクを十分に察知し得る方策を取った上で解除を行う。

○法第33条の3の3では、一時保護の解除に当たっても、あらかじめ児童の意見又は意向を聴取しなければならないとされており、児童の意見又は意向は、児童相談所の関係者で共有し、十分に勘案した上で、児童の最善の利益を考慮して、組織として援助方針等を検討する必要がある。

○一時保護解除により、児童は、生活場所が再び変化することにより、不安を示すことがある。児童が解除後の生活の見通しを持ち、気持ちの整理を行う時間が持てるよう、解除に

ついて伝える時期についても、十分配慮しなければならない。

- 一時保護中に、親子関係の修復・改善など家庭環境調整がなされ、家庭復帰が適当と判断されれば、児童相談所は児童の家庭復帰の準備をすることになる。
- 家庭復帰する児童に対しては、解除決定時に速やかにその旨を保護者に通知するとともに、継続的な支援を行うことができるよう、区市町村や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講ずる。この場合に、円滑な家庭復帰に向けて、一時保護中から区市町村とも連携して家族のアセスメントを行い、一時保護解除前に要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議を開き、地域にセーフティーネットを構築しておく。
- また、家庭復帰の際には、一時保護解除に保護者から児童に対して虐待等の不適切なかかわりが行われるような場合には、「誰に」「どのような方法」で連絡をすればよいのか（休日・夜間を含む）を、年齢に応じて児童に伝える必要がある。
- 里親委託や施設入所等へ移行する児童に対しては、その理由、今後の生活の見通し、家庭復帰等の先の見通しなどを十分に伝えけるとともに、児童の意見や気持ちを十分に聞き、養育環境の変化に対する不安等を受け止め、そうした移行が必要であることを十分説明するなど、移行期における丁寧な支援が必要となる。
- その際、児童が安心感を持てるよう、里親や施設等に対し、児童の特徴や意向など児童を支援するために必要な情報を積極的に共有するとともに、児童と里親や施設との交流を深めながら児童の受入れ態勢を整えることが有意義である。このため、可能な場合は委託・入所予定先の職員が一時保護所を訪問することや、児童が里親宅や施設を訪問することなども考えられる。
- なお、この時期から、里親や施設職員に対して、保護者の情報や児童の養育についての情報を共有するなど、常に連携・協働できる関係作りを進めていくことが児相として必要である。
- 一時保護中に得られた児童の生活に関する大切な情報（生育歴、強み・長所、継続的な取組等）や大切にしているものなどについては、丁寧に分かりやすく引き継ぐことが必要である。
- 一時保護解除時、つまり、再び生活場所が変わるとき、（特に里親や施設等社会的養護での生活となるなど生活の場所が変わる場合）、その移行期に伴う分離と喪失への手当と、児童にとってよりよい人生の連続性を保障することが、必要である。
- 例えば、
 - ・自分の人生への認識
 - ・次の生活に移るための準備
 - ・将来の見通しを説明
 - ・現在の懸念事項へ対処とアタッチメント形成促進
 - ・アイデンティティーの形成促進
 - ・自分についての知識の獲得
 - ・ライフイベントの再統合などについて、児童自身が、自分の人生を、連続し、一貫したものと感じられるように、児童が職員とともに話題にし、上記のような作業に取り組むことが必要である。

(4) 一時保護中の児童相談所長の権限

ア 親権者等のない児童の場合

○児童相談所長は、一時保護中の児童で親権者等のない者に対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行う。(法第33条の2第1項)

○児童相談所長が親権代行することが想定される具体的な場面は下記のとおり。

《親権代行が想定される例》

- ・児童に多額の財産があり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合
- ・児童に医療行為(精神科医療を含む)が必要となり、親権者等があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為への同意をする必要がある場合
- ・児童が予防接種を受けるために親権者の同意が必要なことから、児童相談所長が予防接種への同意をする必要がある場合

イ 親権者等のある児童の場合

○児童相談所長は、一時保護中の児童であって親権者等のある者についても、監護、教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

○児童の親権者等は、児童相談所長の採る措置を不当に妨げてはならない。(法第33条の2第3項)

○例えば、保護者が面会を希望して強引に来所したり、暴力により危害を加えることを示唆して児童福祉司等を威嚇したりするなど、その態様又は手段が適切でなく、当該行為が適切ではないことを保護者に説明しても改善がみられない場合には、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第12条に基づく面会・通信制限を行うことも考えられる。

ウ 児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合

○児童相談所長による監護、教育懲戒に関する措置は、児童の生命または身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反してもとることができることとされている。(法第33条の2第4項)

○具体的には、一時保護中の児童に緊急に医療を受けさせる必要があるが、緊急に親権者等の意向を把握できない場合や、親権者等が治療に同意しない場合においても、児童相談所長の判断により、医療機関は児童に必要な医療を行うことができる。

○この規定については、緊急時以外は親権者等の意に反した措置をとることができないという趣旨ではないことに留意する。例えば、上記のように、児童相談所長は、自らがとる監護等の措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合には、当該行為にかかわらず、児童の利益を保護するために必要な監護等の措置をとることができる。

○親権者等の意に反した措置を採る場合であっても、できる限り親権者等から措置の必要性について理解を得られるよう努める。

(5) 一時保護中の児童と保護者との面会・通信への対応

ア 基本的な考え方

○一時保護中の児童と保護者との面会・通信への対応については、その児童の人権に十分

配慮しつつ、その福祉向上の観点から個別的な方針の下に行う必要がある。

- その際に、面会、通信等の児童の権利の制限は、正当な理由なく行われてはならないものであり、正当な理由がある場合にやむを得ずこうした権利の制限を行う場合には、当該児童に対し制限する理由について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。
- 児童の安全・安心と最善の利益を前提に、児童の意思や気持ちも踏まえて総合的に判断しながら、親子関係の修復や再構築の観点も踏まえて対応する必要がある。
- そのため、児童や保護者の状況に応じて面会・通信の実施に当たっては、対面だけでなく、手紙や電話、テレビ電話等のオンラインツール等を用いて柔軟に対応する、段階的な実施を行うなど、児童や保護者の状況を踏まえ、工夫した対応を行う。
- 面会又は通信の制限の可否等の検討は、当該児童や保護者の状況を可能な限り事前に聴取する等、様々な関係者からの意見を総合的かつ適切に判断する。
- 保護者との面会・通信は児童への心理的な影響が想定されることから、面会・通信を実施した後においても、児童の意見を聞き、行動観察を行い、アセスメントを実施する。なお、一時保護自体による、面会・通信の態様、日時設定、頻度等に係る一定の制約は、法第 33 条に基づく制約であって、行政指導及び行政処分による面会・通信制限とは異なる制限である点に留意し、この点についても児童及び保護者に対して誤解が生じることのないよう、必要に応じて、適切に説明を行う。

イ 面会・通信制限の根拠

(ア) 面会・通信制限の性質

- 面会・通信制限は、行政指導又は行政処分として行うことが想定され、どちらの位置付けで行うかについては、個別のケースの状況に応じて判断し、対応する。いずれにしても、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）等に基づく適正な手続を踏まえた対応が必要である。
- 面会及び通信については、児童や保護者の状況に応じてその方法を検討し実施していくことで、親子関係の修復や再構築につなげていく側面もあることから、保護者の意見聴取、丁寧な説明により、可能な限り理解を得た上で行う。制限を行う場合には、まずは保護者の任意の協力に基づく行政指導として行うよう努める。

(イ) 保護者に対する説明及び支援

- 保護者の同意によるか否かを問わず、面会・通信制限を行う場合には、児童の様子の説明、制限の理由、今後の見通し等について丁寧に説明をし、理解を得られるように努める。その際、児童の一時保護及び面会・通信制限に対する保護者の心理的な負担に対しての配慮を行う。
- 保護者への伝え方に関する児童の意見・意向も踏まえたうえで、保護者に対して児童の意見・意向を伝え、児童が家庭復帰するために必要な対応を保護者が十分理解できるように説明するなどの働きかけや、保護者の家庭における養育環境や状況の調整及び改善を図りつつ、円滑な家庭復帰に向けた取組を行うことが適当である。
- なお、保護者に対して支援又は指導が必要と認められる場合には、保護者の状況に応じて市町村のこども家庭センター等と連携の上、適切な支援を行う。

(ウ) 制限を行う期間及び制限継続の必要性の検討

○児童の安全・安心と最善の利益の観点から、面会・通信制限は、慎重に判断し、迅速かつ必要な調査を行うことで、可能な限り、児童虐待が行われた疑いがあると認められる段階での面会・通信制限を長期化させないことが基本である。児童虐待が行われていないことが明らかになる等、制限の必要がなくなった場合は、直ちに面会・通信制限を解除する。児童虐待が行われたことが明らかになり、引き続き面会・通信制限の必要がある場合は、速やかに児童虐待防止法第12条第1項による面会・通信制限に移行する。

○面会・通信制限の実施及びその期間等は、個々の状況に応じて、児童相談所長が適切に判断を行い、面会・通信制限を行う判断をした後も、児童と保護者との関係性等を継続的に確認しながら制限の必要性を定期的に見直す。このことは、児童虐待防止法第12条第1項による面会・通信制限に移行した後も同様である。

ウ 児童虐待防止法に基づく面会・通信の制限

○児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる。また、令和7年4月25日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号。以下「令和7年児童福祉法等改正法」という。）により、一時保護中の児童に対して、保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合、当該児童と当該保護者との面会・通信を認め、当該児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときは、児童相談所長は、保護者の同意を得られない場合にも、面会・通信を制限することができる。

○「児童虐待を行った疑いがあると認められる場合」については、一時保護の要件（令和6年内閣府令第113号）による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条の3第1号）の「児童虐待を受けた（略）おそれがある場合」と考え方を一にするものであり、考え方については「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」を参照すること。

○「児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ」については、個別に検討する必要があるが、「児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行について（児童虐待の防止等に関する法律等関係）」（令和7年8月29日付けこ支虐316号こども家庭庁支援局長通知。以下「令和7年児童福祉法等改正法施行通知」という。）を参考とすること。

○児童相談所や一時保護委託先における職員配置等の体制面の問題や施設の構造・設備の問題によって面会・通信の方法を限定すること等は、本規定による制限とは異なるものであることに留意すること。

○また、一時保護開始時に面会をさせることを条件として一時保護への同意を求めることや、児童相談所の業務上の都合のみを理由に面会・通信の方法に一方的に従うことを条件として面会・通信を許可するといったことはあってはならない。さらに、児童に事実と異なる説明をすることで児童に保護者との面会・通信を拒否させ、面会・通信をさせないといったことはあってはならない。

エ 面会・通信制限を行う場合又は解除する場合の意見聴取等措置等

(ア) 意見聴取等措置の基本的な考え方

- 面会・通信の制限は行政指導として対応する場合も含め、児童と保護者等との関わりを制限する、児童にとって影響の大きい決定であることから、児童の意見又は意向について意見聴取等を行う。
- 意見聴取等措置は、面会・通信の制限や制限の解除を前提に行うのではなく、児童本人が保護者との面会・通信についてどのように考えているのかを率直に表明できるようにする。
- また、児童自身が自らの状況や保護者との面会について適切に理解した上で意見・意向を表明できるよう、児童が置かれている現在の状況、保護者や家族の状況、聴取した意見の取扱い、今後の見通し等について、児童の年齢や発達の状況等に配慮して丁寧に説明を行う。
- 児童の意見・意向を聞いたうえで、児童相談所が面会・通信制限を行う方が良い又は当該制限を解除する方が良いと考える要因について説明を行う。なお、児童への伝え方は、児童の心が傷ついたり、安心感が脅かされたりするおそれがあることも十分に考慮し、丁寧かつ適切な対応を行う。
- 意見聴取等措置の実施に当たっては、児童の状態に応じて、専門性を有する児童福祉司、児童心理司が行う等、児童にとって適切な者から聞き取りを行い、専門的な心理的ケアを要する場合には児童精神科医等と連携する。
- 児童の意見・意向表明には、児童が「自分の意見を持ってい」と思える雰囲気づくりや「自分の意見を話して良い」と思える関係性づくりが重要である。誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにする意見形成支援も考慮し、意見表明等支援事業の活用などを通じて、環境の整備に努める。

(イ) 意見聴取等措置の実施方法

- 意見聴取等措置を実施するには、児童相談所及び一時保護施設の専門職である児童福祉司、児童心理司、児童指導員、心理療法担当職員等がチームを組み、児童の気持ちに寄り添いながら実施する。低年齢児や障害児など、言葉により意見を表明することが困難な児童に対し、言葉によらない対応を検討する。面会・通信制限を行う場合等においても同様に、児童の年齢や発達の状況等に応じて対応する。
- 児童から聴取した意見・意向は、適切に記録・保管する。可能な限り、内容について相違がないか、児童本人にも確認してもらうことが望ましい。児童の心情が揺らいだり、当初の意見等を撤回したりするような場合には、そうした揺れ動きも受け止め、児童の意見等として記録する。児童が意見を言いたくないという態度を示しているときは、その旨も記録する。
- 意見聴取等措置により聴取した意見の保護者への伝え方についても、児童の意見・意向を聴取し、これを十分に踏まえて適切に対応する。

(ウ) 意見聴取等措置の実施後の対応

- 意見聴取等措置により把握した児童の意見・意向は、援助方針会議等の場において児童相談所の関係者で共有、勘案し、児童の最善の利益を考慮して、組織として面会・通信制限について検討する。児童の意見・意向をそのまま反映した決定が難しい場合でも、可能な限り児童の意見・意向を尊重できるよう、十分な検討及び議論を行う。

○児童相談所は、面会・通信制限に係る決定をした後、児童本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行う。特に、児童の意見・意向に反する決定を行う場合には、その決定が児童の最善の利益を守るために必要であること等について説明を尽くす。保護者との面会・通信に関しては、児童の状況等に応じて継続的に児童の意見・意向を聴取する。

(エ) 意見表明等支援事業の活用

○児童の意見表明する機会を確保するのみならず、児童の意見表明を支援する仕組みもあわせて構築することが重要であり、意見表明等支援事業を積極的に活用すること。

オ その他留意すべき事項

○面会を実施する場合、面会中の保護者と児童の状況観察、及び突発的な事態に備えるため、必ず児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の職員等が同席する。

○ただし、家庭復帰に向けて段階を追って行われる「親子のみの面会、親子で外出、外泊」については、保護者と児童の状況観察及びその評価（アセスメント）を経た上で、個別具体的な事案に応じて児童相談所が問題ないと判断した場合に行われる。

○里親等に一時保護委託をされている場合の児童と保護者の面会の実施について、安全面の確保等の課題から、委託先で行うことが適当でないと考えられる場合には、実施場所や方法について十分に検討した上で対応する。

○保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、児童の福祉を最優先した毅然とした対応を行う。また、必要に応じ、児童又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な支援が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第 10 条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(6) 一時保護中の児童の住所又は居所の非開示

○児童虐待防止法第 12 条第 4 項の規定により、一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

○また、令和 7 年児童福祉法等改正法により新設された児童虐待防止法第 12 条第 5 項の規定により、児童の保護者が児童虐待を行った疑いがあると認められる場合において、当該保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該児童の保護に著しい支障を来すと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

○住所又は居所の非開示の方法に特段の規制はないが、通知した年月日、非開示とする理由等を記録することが適切である。

○「児童虐待を行った疑いがあると認められる場合」の考え方や「児童の保護に著しい支障を来すと認めるとき」に該当すると考えられる事例については、令和 7 年児童福祉法等改正法施行通知を参考とすること。

○例えば、住所・居所を非開示としている保護者の児童から、保護者が住所又は居所を知っているかどうか等について問われた場合には、児童が置かれている現在の状況、保護者や家族の状況、児童の心身の安全を確保するために住所・居所を伝えていないこと等を見

童に丁寧に説明すること。

(7) 一時保護した児童の所持物の保管、返還等

ア 児童の所持物

- 一時保護した児童の所持する物は、児童の福祉を損なうおそれがある物以外は、可能な限り児童が所持できるよう配慮する。
- 一時保護中、本人に所持させることができない物は、その理由を説明したうえで、法第33条の2の2第1項の規定に基づき、児童相談所長が児童の所持物として保管することができる。
- 特に、可能な限り児童に安心できる環境を提供するという観点から、所持していると心が落ち着く等、心理的に大切な物については、児童が所持できるよう配慮する。
- スマートフォン、携帯電話等の通信機器については、児童にとって心理的に大切な物となっている場合もあるが、保護者等との連絡が可能となるものであるため、児童の安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には活用を制限することも可能である。一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢の児童にとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、児童の年齢や利用の必要性等の児童の個別の事情を踏まえて、児童の安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（例：普段は事務所等で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で認める等）について、児童と話し合い、児童と職員がともに考えることが望ましい。このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用と考えられる。
- 私服についても、所持物と同様の手続きの下、着用できるよう配慮するとともに、一時保護所が用意する衣服については、可能な限り児童の希望に応じた物となるよう努めるとともに、下着については、未使用のものを提供する。
- 児童が所持する必要のない物については、入所時に保護者に返還することが望ましいが、返還できない場合や児童が保護者への引き渡しを拒否した場合は、児童の同意を得て、児童相談所長が保管する。
- 日用品、着替え等を持たずに入所した児童に対しては、一時保護中の生活に不自由とならないように、必要な物を初日に支給又は貸与する。

イ 所持物の保管

- 児童の所持物を保管する際は、紛失、盗難、破損等が生じないような方法で保管し、台帳等に記載しておく。

ウ 所持物の返還

- 所持物は、一時保護を解除する際に児童に返還する。
- 所持することが児童の福祉を損なうおそれがある物については、保護者に返還することが適当である。

エ 所持物の移管

- 他道府県等に児童の身柄を移管する場合は、児童の所有物も身柄と共に移管する。

オ 児童の遺留物の処分

- 一時保護中の児童が無断外出等により、その後一時保護所に戻らずに解除した場合に

は、遺留物を保護者に引き渡すものとする。

Ⅲ 一時保護所の設備及び運営

- 夜間・休日などの緊急保護への対応も考慮し、必要な一時保護に適切に対応できる一時保護所の定員設定を行う。(再掲)
- 里親、児童福祉施設、医療機関等に対する一時保護委託の活用等により、適切な支援を確保する。(再掲)
- 一時保護については、その目的を達成し、一人ひとりの児童の状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができるよう、研修などによる職員の専門性の向上や、児童の権利擁護を図るための体制整備、環境整備を行う必要がある。(再掲)

1 運営の基本的考え方

- 一時保護所においては、児童の最善の利益を考慮した保護や養育を行わなければならない、児童の権利が尊重され安心して生活できるような体制を保つよう留意する。
- 児童が落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫する。
- 児童同士の暴力やいじめなど、児童の安全を脅かしたり、児童の健全な発達を阻害したりする事態の防止にも留意する。
- 一時保護所の生活は、個々の子供にあわせた生活を保障するものであるが、時には集団行動をとる場面もあり、その際には情緒が著しく不安定で、他児との集団生活に苦痛を感じるなど集団生活に適応困難な児童は、必要に応じて、集団から分離して個別の生活を送らせるなどの支援を講じる。
- 個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行うなど、一人ひとりの児童の状況に応じた適切な支援の確保に配慮し、児童の生活の保障に努める。
- 日々の児童との関わりの中で受けた意見や、意見箱やアンケートによる児童の意見、第三者委員の意見や外部評価結果等について、改善策を検討する。なお、外部評価については、3か年度ごとに1回以上受審し、自己評価については毎年度実施する。
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)第9条の3において、懲戒に係る権限の濫用が禁止されていること及び第14条の3において苦情への対応について必要な措置を講じなければならないとされていること、法第33条の11において一時保護所職員について被措置児童虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為が禁止されていることに留意し、適切に運営する。
- 児童一人ひとりへの、きめ細かな支援を行うためには、職員が精神的にゆとりをもって児童に接することが必要である。そのため、職員自身がメンタルヘルス不調に陥ることもあるという可能性を職員間で共有するとともに、セルフケア研修の実施や精神保健相談員による支援の活用をしていく。
- 一時保護所の運営は、入所期間が短期間であること、年齢や目的の違い等があること、児童の入退所が頻繁であることなどの特徴があるが、児童一人ひとりに合った支援を行う。
- 苦情の公正な解決を図るため、苦情の解決に当たっては当該一時保護所の職員以外のものの参画を得ることが有用と考えられる。また、苦情や意見を言うこと自体をためらう児童もい

ることから、意見箱は意見を提出しやすい場所に設置し、意見を言うことで不公正な処遇につながることはないことを周知するほか、適切なフィードバックを行うこと、こども会議等、児童が苦情や意見を言いやすい環境づくりを行う。

2 一時保護施設の設備

○一時保護所の設備は、条例第16条の規定に基づき、以下のとおりとする。ただし、令和7年4月1日時点で存在する一時保護所（建築中のものを含む。）は除く。

- ・児童ができる限り良好な家庭環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。
- ・児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- ・児童30人以上を入所させる一時保護所には、医務室と静養室を設けること。
- ・児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
- ・学齢以上の児童の居室は個室とするよう努めるとともに、その面積は8㎡以上とすること。
- ・学齢以上の児童であっても、福祉のために必要があるときは、複数の児童で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。
- ・入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする。
- ・学習室、屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。
- ・浴室及びトイレは、男子用と女子用とを別にする。
- ・居室、浴室及びトイレは、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティに配慮すること。

3 一時保護施設の職員

（1）研修の機会の確保

○一時保護所の職員は、条例第18条の規定に基づき、常に自己研鑽に励み、一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

○事例検討等を通じた対人援助技術の向上を図るとともに、接遇やコミュニケーションのスキル、児童の権利擁護への意識を高める研修、発達障害、愛着、トラウマ等に関する研修などを実施し、対応スキルの向上を図っていく。

（2）職員配置

○一時保護所の職員は、条例第19条の規定に基づき、児童指導員、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならないとしており、同項ただし書きにおいて、

- ・児童10人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、
- ・学習指導を委託する一時保護所にあつては学習指導員を、
- ・児童40人以下を入所させる一時保護所にあつては栄養士又は管理栄養士を、
- ・調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を

置かないことができることとしている。

○児童指導員及び保育士の総数（夜間を除く。）については、幼児4人につき3人以上、少年2人につき1人以上の配置が必要となり、児童指導員については、条例第22条第1項各号のいずれかに該当する者であることが求められる。

○心理療法担当職員については、条例第23条に定める資格を有した者を児童おおむね10人につき1人以上配置することが必要となる。

（3）夜間職員の配置

○夜間職員の配置については、条例第19条の規定に基づき、夜間、ユニットを整備していない場合には、職員2人以上を置かなければならない。また、ユニットを整備する場合には、1のユニットごとに職員1人以上を置かなければならず、この場合において、夜間に配置される職員全体の数は2人を下回ることはいできない。

○一時保護所において児童相談所の開庁時間以外の時間における通告に係る対応を行う場合には、上記職員とは別に当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（4）管理者、指導教育担当職員

○管理者及び指導教育担当職員の配置については、条例第21条の規定に基づき、以下のとおりとする。

- ・人格が高潔で識見が高く、一時保護所を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。
- ・職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- ・指導教育担当職員は、一時保護所における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- ・管理者および指導教育担当職員は、2年に1回以上、こども家庭庁長官が指定する者が行う一時保護所の運営に関する必要な知識の習得及びその資質向上のための研修又はこれに準ずる研修を受講する。

4 入所時の手続

○一時保護所に入所する子供は、突然日常生活から非日常生活を余儀なくされる心情を十分配慮し、一時保護の見通しや生活についての不安を除去できるように時間をかけて説明することが必要であり、子供の希望や意向を反映できるような検討が必要である。

○一時保護の開始に当たっては、まず、児童の様子をよく確認し、緊張を解きほぐしながら、一時保護所は児童の権利が守られ、安心して過ごすことのできる場であることを説明する。

○児童の権利擁護の観点から、児童向けのしおり等に児童の権利について明記することにより、児童の権利や権利が侵害された時の解決方法について説明する。

○担当者は、入所中の生活、生活上のルール等の注意事項やその理由等を、児童向けのしおり等の説明資料を用いて、年齢や発達の状況等に応じて丁寧に説明し、気持ちの安定を図るよう努める。

○児童の所持物の取扱いについては、Ⅱの5（7）を参照

5 児童の観察

○一時保護所担当者は、総合的なアセスメント実施のために、一時保護した児童の全生活場面について行動観察を行う。

○種々の生活場面の中で児童と関わりながら児童の状況を把握し、定期的に他の職員と観察結果の比較検討をする等して、総合的な行動観察を行う。

○一時保護所での行動観察は児童の生活態度、行動、対人関係等の状況を、生活の中で、児童に関わりながら客観的、具体的に観察でき、援助方針を立てる上で重要である。

(1) 行動診断を行う上での留意点

○虐待を受けてきた児童は、心身共に傷ついており、さらに慣れた生活の場からの分離体験により不安感や緊張感が大きいいため、保護の直後から日常生活と同様の言動は現れ難い。

○入所当初は、緊張やとまどいもあり、自分の行動を抑制し、自分のありのままを見せないことが多いが、やがて過剰な甘え・要求、支配的な態度、反発・拒否、暴言・暴力など不適切な対人関係を見せはじめる児童もいる。また、心的外傷体験による問題行動や、身体症状、精神症状が現れてくることもある。職員は受容的に関わりながら、児童の様々な変化を見逃さないような注意が必要である。

○児童の本来の姿を知るため、生活場面では、危険を伴うような行動や、極度に周囲に迷惑をかけるなど、不快な思いをさせる行動以外は、禁止や制約することなく、状況に応じた対応が望ましい。

○児童が安心して自分の内面を表せるよう、職員は、一時保護所が児童にとって安全で、安心できる場所と感じられる対応と環境を整えることが大切である。

(2) 診断のために行われる行動観察のポイント

○児童の言葉、行動は丁寧に観察し、言葉はそのまま具体的に記録し、どのような場面であったかということや表情、行動も詳細に記録しておく。主担当の職員が中心になって、他の職員の観察結果も得たうえで、多面的に観察する。必要に応じて個別の面接等も併せて行うことが望ましい。

○児童の状況について、児童福祉司、児童心理司や医師等に対し情報を提供し、児童への対応を依頼、一時保護所での対応の仕方、観察の視点等について助言を得るなど、協力を求めることも必要である。

○これらの観察の結果については観察会議で情報交換と検討を行い、行動診断の資料とする。

6 保護の内容

(1) 一時保護所における生活

○健全育成の観点から、児童の発達段階に応じた規則正しい生活日課の設定が必要である。ただし、標準的な日課を設定することが目的であり、児童の生活を管理するという趣旨で日課設定を行ってはならない。

○生活日課を通じて生活リズムを回復することが必要であり、あわせて、児童の状況をみながら、日常生活の動作や基本的生活習慣を習得することにより、達成感や自己肯定感を高めることも必要である。ただし、児童の生活習慣は、一時保護所入所前の生活の中で身に

についており、短期間で新たな生活習慣を身につけるのは困難であることを認識する必要がある。

- 一日の過ごし方の例として、学齢児には学習指導を、未就学児には保育を行う。また、スポーツなどのレクリエーションプログラムを設けるとともに、自由に遊べる空間や、読書・音楽鑑賞などを楽しめる環境を整える。
- 児童の生活日課については、固定的に考えるのではなく、ユニットでの入所児童の状況等に合わせた柔軟な運用が必要である。また、子供の生活に対する希望を取り入れた運営に取り組むことが必要である。
- 生活上のルールについて、当該ルールが児童の安全や福祉の確保の観点から正当な理由に基づくものなのか、定期的に点検・見直しを行う。（再掲）
- 生活上のルールは、児童一人ひとりの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを課すことにより児童にとって過度な負担とならないよう努める。（再掲）
- 服装・髪型に関するルールについては、児童の健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、必要最小限のものとなるよう留意する。（再掲）

（２）生活面のケア

- 生活面のケアは、個々の児童の状態に合わせて、洗面、排せつ、食事、学習、遊び等毎日の生活全体の場面で行う。一時保護所での生活を通して、時には時間をかけて、生活習慣を身につけるための支援をすることが重要である。
- 幼児に対する保育は、情緒の安定、基本的な生活習慣の習得等に十分配慮して行う。
- 集団生活の中で互いを尊重し、安心感を持って生活ができるよう、個々の児童の必要に応じて人との関わり方や感情のコントロールなどについての対人スキル教育や心理教育を行う。
- 児童の行動上の問題や精神的問題が顕著になる場合には、児童のニーズに応じてこうした問題を軽減するための治療的ケアを提供する必要がある。
- 夜尿等特別な支援や治療的ケアを必要とする児童への対応等にも配慮する。
- 特に、入所時には児童は精神的に不安定な状態になっている場合が多く、保護所職員が受容的にかかわり、必要に応じて心理的ケアを行うなどにより、安定した生活を送れるよう配慮する。
- 一時保護所職員と児童との関係を大切にし、担当職員と児童との個別で関われる時間を作るなどして、児童の生活の安定を図るとともに、入所前の生活を振り返り、退所後の生活のイメージ作りなどを行うことは、児童にとってとても大切な時間となるので、意識的な配慮が必要である。

（３）余暇活動

- 児童の気分転換や、多様な経験を得る機会として、外出機会のさらなる充実が必要であり、一時保護所内でもリラックスできる時間や自由に遊ぶことができる時間が必要である。
- 入所している児童の年齢を考慮の上、卓球、野球、バトミントン、バスケットボール等のスポーツ活動及びゲーム、創作活動、読書、トランプ、将棋、テレビ、ビデオ等の室内遊戯等を計画し、児童の希望に応じて参加させるよう配慮する。

○こうした余暇活動の実施に当たっては、事故防止に留意することが必要である。

○今後は、外部人材の活用等により、郊外の公園・施設への外出や年齢ごとのグループでの活動など、外出・行事の充実を図る。

(4) 食事（間食を含む。）

○食事は衛生を確保し、栄養のバランスはもちろん児童の嗜好にも十分配慮した一定期間の予定献立をあらかじめ作成して、温かい雰囲気の中でより楽しく食事を提供できるよう、工夫する必要がある。

○入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいので、個々の児童の状態に即し、食べることや食べる量の強制を行うことは厳に慎まなければならない。

○食事は児童にとって大きな楽しみであることを認識し、自由にお替わりができるように準備すること。また、カフェテリア方式等検討することが必要である。

○食物アレルギー等については、アセスメントができていない児童が突然入所することもあるため、特に配慮を要する。

○栄養士、調理員等食事に携わる職員については、日常の健康管理に十分配慮するとともに毎月定期的に細菌検査を実施する。

(5) 健康管理

○入所した児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師による診察その他必要な措置を講じなければならない。

○児童にとっては新しく慣れない環境に入るため、心身の変調をきたしやすいので、医師、歯科医師、看護師との十分な連携を図り、健康管理について配慮する。

○毎朝、児童の健康状態を観察するほか、必要に応じ診察を受けさせる。また、応急の医薬品等を備え付けておく。

(6) 衛生管理

○児童の希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や洗面所等について定期的に清掃を行い、清潔を保つ。

○入所児童に清潔な衣服を提供し、下着は未使用のものを提供する。

(7) 教育・学習支援

○一時保護している児童の中には、学習をする気力がない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身につけていない児童などがある。このため、児童の状況や特性、学力に配慮した指導を行うことが必要である。

○一時保護中の子供の安全確保及び一時保護の目的達成が妨げられない場合には、児童の意向を踏まえ、可能な限り通学可能な一時保護委託先を検討する。一時保護委託先が確保できない場合は、保護所からの通学支援を検討する。

○児童の学習進度を確認するとともに、必要に応じて在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を行うことが有効か協議し、一人ひとりの状況に応じた学習支援を行う必要がある。

○福祉職と学習指導員が連携・協力し、児童の学力の向上に努めるとともに、少人数での学

習指導やニーズの高い教科（理科や社会等）などの学習指導に関し、外部講師やICTの導入を検討する。

○幼児の日中活動についても、保護に至るまでの所属（保育園・幼稚園）に準じた「保育」「幼児教室」のプログラムの導入など、幼児支援の充実を検討する。

○このほか、職員派遣や教材提供など、都又は区市町村の教育委員会等と連携した学習支援が実施できる体制整備を検討する。

○通学できない子供たちの教育保障のために公教育導入を検討する。

（８）特別な配慮が必要な事項

○一定の重大事件に係る触法少年と思料される児童については、警察からの通告又は送致を受けて一時保護することとなるが、当該一時保護の期間においては、児童相談所における各種調査・診断とともに、警察による調査や弁護士の面接など様々なことが集中的に行われることが想定されるので、児童福祉司等と十分な協議を重ね、援助の内容を決定することが必要である。

○重大事件により、警察から触法送致を受けた児童を一時保護する場合には、家庭裁判所に送致までの期間でどのようなスケジュールに基づき各種診断や警察官調査、付添人弁護士面接を実施するなどの調整を行う。

7 安全対策

○火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成する。実際の訓練は、特に児童の入退所が頻繁であるため、毎月1回以上実施する。

○避難計画の作成に当たっては、少人数勤務となる夜間について他の職員の協力を求める体制を整える等の配慮を行う。

○日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておく。

○その他、児童の安全の確保については、不審者への対応なども含め、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日付け雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

8 無断外出及び事故への対応

○無断外出は児童の最善の利益を損なうことにもつながりかねないものであり、その発生予防が重要である。一時保護されている理由を理解することに時間を要する児童もあり、一時保護の目的を児童と確認していくことが無断外出の予防となる場合がある。

○一時保護中の児童が無断外出したときは、一時保護所職員が第一義的にその児童の発見、保護に努めるとともに、児童福祉司等を通じ保護者その他の関係者に連絡し、早期の身柄保護に努める。また、速やかに警察署に連絡して発見、保護を依頼する。

○無断外出などの行動上の問題は児童からのサインであり、そうせざるを得なかった気持ちなどに寄り添いつつ、児童からの説明をじっくりと傾聴し、様々な感情を受け止めていくことが必要である。

- このような無断外出などの行動上の問題に対して、作業や運動などを罰として科すといった対応をとるべきではなく、児童の抱える課題やそうした行為の心理的背景を丁寧に把握した上で、必要な支援内容を組み立て、実行することにより、児童が生活の立て直しができるよう支援することが必要である。
- 無断外出を理由として一時保護を解除する場合においても原則として保護者等の了解を得てから行い、一方的な一時保護の解除は避ける。
- 児童が無断外出し、他道府県等の児童相談所等に一時保護された場合には、児童の福祉を十分勘案し、他道府県等の児童相談所と調整し、どちらが移送あるいは引取りをするかを決定する。原則として、元の児童相談所が現に児童の身柄を保護している児童相談所に引取りに行く。
- 重篤な自傷行為や自殺企図などが発生した場合は、一時保護所職員は速やかに児童の安全確保を図り、その後、管理監督者に連絡を行い、対応について指示を受けるとともに、担当児童相談所に連絡を行う。

9 観察会議等

- 一時保護所職員は業務引継ぎを適切に行い、児童の状況について十分把握する。
- 原則として、週1回は一時保護部門の長が主宰する観察会議を実施し、個々の児童の行動観察結果、聴取できた児童の意見、そこから考えられる児童の行動の背景、それに基づく一時保護所内における援助方針について確認するとともに行動診断を行い、判定会議に提出する。
- 観察会議には、児童の援助決定に向けての節目においては担当の児童福祉司や児童心理司も参加することが有益であるが、参加が困難な場合には、社会診断や心理診断結果について、随時情報交換を行うよう努める。

10 他の部門との連携

- 児童福祉司や児童心理司等が連携して、少なくとも週1回程度、児童との面会を実施するなど、保護児童と児童福祉司、児童心理司とのコミュニケーションの充実に努める。
- 児童から面接の希望があった場合には、早期に面接が実現できるよう担当の児童相談所に連絡をする。
- 一時保護中に児童福祉司、児童心理司、医師等による児童との面接、検査等を行う場合には、一時保護所での児童の生活情報等、必要に応じて十分な打合せや情報共有を行う。
- 児童の行動観察、生活面のケア等についても十分な連携を行う。

IV 一時保護委託

1 一時保護委託の考え方

- 乳幼児の一時保護については、子供の状態に応じて、可能な場合は里親への委託を検討するが、緊急保護のため委託先の里親が見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細やかな専門的なアセスメントが必要な場合は、施設への委託を検討する。一時保護委託については、受理会議やブロック会議等で慎重に検討し、決定す

る。

- 警察への一時保護委託は、島しょ部など速やかな一時保護の実施が困難な場合を除き行わない。やむを得ない事情により警察に一時保護委託を実施する場合には、児童相談センター及び本庁協議を実施したうえで、児童相談所長が決定することとして、協議内容を記録に留める。
- 島しょ部で発生し警察が保護している事例等で、直ちに一時保護所に連れてくることがや迎えに行くことが著しく困難であり、里親や他の機関への一時保護委託が困難な場合には、例外的に警察署に一時保護委託を行う。
- 乳児、または、年齢よりも明らかに発達が遅れており一時保護所において支援することが適当でないと判断される幼児の場合には、里親または乳児院への一時保護委託を検討する。
- 医療的な対応が必要な場合や自傷他害のおそれがあり、一時保護所での対応が困難な場合には、医療機関等への一時保護委託についても医師の助言を受けながら検討する。
- その他、次に掲げる理由で一時保護委託を行うことが適当と判断される場合には、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者に一時保護を委託することができる。
 - ・それまで育んできた人間関係や育ってきた環境などの連続性を保障することが必要な場合
 - ・現に措置されている児童であって、他の里親等や施設等において一時的に支援を行うことにより、その児童が抱える問題について短期間で治療効果が得られることが期待される場合
 - ・その他特に必要があると認められる場合
- 現に児童相談所において一時保護している児童で、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては里親、児童養護施設等への一時保護委託に向けた検討を行う。

2 一時保護委託の手続

- 一時保護委託先の選定にあたっては、環境、設備又は児童や保護者の状況を十分勘案し、その児童に最も適した委託先を選ぶことが必要である。
- 委託期間については、必要最小限の期間とし、一時保護所に入所する場合と同様に毎週の一時保護進行管理の中で、一時保護の継続や方向性を判断する。
- 一時保護委託を行うに当たっては、委託の期間等について保護者及び委託先に通知する。一時保護委託を解除した場合も同様である。
- 委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、児童への説明内容と児童の意向、児童の性格や特性、親子関係、保護者の一時保護への意向等、十分な情報提供を行う。

附 則（令和7年3月31日 6福祉子家第3523号 総合連携担当部長決定）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月16日 8福祉子家第500号 総合連携担当部長決定）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。